

乳児用食品の範囲

- 乳児用調製粉乳
- 乳幼児を対象とした調製粉乳
(フォローアップミルクなどの粉ミルクを含む)
- 乳幼児向け飲料
(飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用)
- 乳幼児用食品(おやつなど) ● ベビーフード
- その他(服薬補助ゼリー・栄養食品など)
- 表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含まれます。

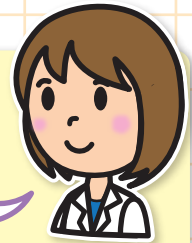
牛乳の範囲

- 「牛乳」の区分に含む食品
(牛乳・低脂肪乳・加工乳等・乳飲料)
- 「一般食品」の区分に含む食品
(乳酸菌飲料・発酵乳・チーズ)
- 消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料(牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したものは、「牛乳」の区分に含まれます。
- 乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含まれます。



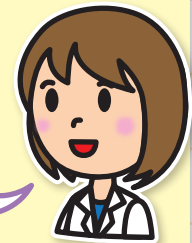
セシウム以外の放射性物質は対象にしてないの？

今回の新たな基準値では、福島原発事故で放出された主な放射性物質のうち、半減期が1年以上の放射性核種(セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)を考慮しています。



実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

平成23年9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査・推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は年間に換算して0.002~0.02mSv程度(下図の青色部分)でした。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2mSv(下図のピンク色部分)程度と比べても小さい値です。



食品からの放射性物質の年間摂取量の推定値

(出典)厚生労働省HPより

